

いちき串木野市男女共同参画基本計画
(素案)

平成20年1月
いちき串木野市

目 次

第1章 策定の趣旨と背景	1
1 策定の趣旨	
2 社会経済環境の変化	
3 世界と国の動き	
4 鹿児島県の動き	
5 いちき串木野市の動き	
6 いちき串木野市男女共同参画推進懇話会からの提言	
第2章 計画の概要	6
1 基本理念	
2 基本目標	
3 計画の性格	
4 計画の期間	
5 施策の体系	
第3章 計画の内容	9
基本目標 男女共同参画に関する理解を深め、定着させるために、あらゆる分野における教育・学習をすすめます	
重点課題1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進.....	11
重点課題2 男女共同参画の視点に立った社会教育・生涯学習の推進.....	11
重点課題3 市民的広がりを持った男女共同参画についての理解を深める 広報・啓発活動の推進.....	12
基本目標 市民一人ひとりの安全で安心できる生活を支えるために、男女共同参画の視点に立った地域生活に関する環境の整備をすすめます	
重点課題1 一人ひとりの生活の安心と安定を確保するための男女の人権 の尊重を旨とした環境の整備.....	14
重点課題2 女性に対するあらゆる形態の暴力の根絶に向けた環境の整備.....	17
重点課題3 多様な生活形態に対応できる男女の人権の尊重を旨とした環境の整備	18
基本目標 市民一人ひとりの豊かなくらしを支える地域力の向上を目指し、男女共同参画の視点に立った地域づくりをすすめるための環境の整備に取り組みます	
重点課題1 多様化する地域課題の解決に向けた男女共同参画による地域づくりの推進.....	21
重点課題2 男女共同参画の視点に立った地域産業の振興.....	24
第4章 計画の推進	26
1 推進体制の整備	
2 施策の効果的な推進	

第 1 章 策定の趣旨と背景

1 策定の趣旨

2 社会経済環境の変化

3 世界と国の動き

4 鹿児島県の動き

5 いちき串木野市の動き

6 いちき串木野市男女共同参画

推進懇話会からの提言

1 策定の趣旨

本市を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化・国際化、情報通信の高度化など、急速に変化しています。この変化の中で、より豊かで、安心できる社会を築く上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっています。

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、取り組むべき施策・事業を具体的に示すとともに、本市における男女共同参画政策がより一層全庁的な取り組みとして展開されるよう推進体制を確立し、男女共同参画政策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 社会経済環境の変化

(1) 人口減少・少子高齢社会

平成 17 年に実施した国勢調査によると日本の総人口は1億 2,775 万 7,000 人で、平成 16 年 10 月時点の推計より1万 9,000 人減少。総人口が前年を下回ったのは、1920 年に調査を始めて以来、戦争の影響を受けた 45 年を除いて初めてで、政府の予測より2年早く人口減少社会が訪れたこととなります。

本市においても、総人口は年々減少しており、平成 19 年 11 月現在 32,202 人と、平成 17 年の調査から 791 人減少しています。また、年齢3区分別人口を見ると、65 歳以上の老年人口の割合は、平成 12 年 23.16%、平成 17 年 26.36%、平成 18 年 10 月 1 日現在 27.09%と年々増加する一方で、15 歳未満の年少人口の割合は、平成 12 年 14.5%、平成 17 年 13.1%、平成 18 年 10 月 1 日現在 12.9%と、年々減少しており、人口減少と少子高齢化傾向が顕著になっています。

少子高齢社会では、労働人口の減少、とりわけ若い労働力の縮小と消費市場の縮小による経済への影響や、高齢化が進むことによる年金、医療、介護などの社会保障費の増加に伴う国民の負担の増大が懸念されます。ただし、経済や生活は人口だけで決まるものではないので、そうした懸念を実現させないために国、自治体、企業をはじめ国民全体が協力して新しい社会を築いていくことが重要です。

(2) 産業・就業構造の変化

本市の就業者数を産業3部門別に見ると、平成 17 年の第 1 次産業は 1,167 人、第 2 次産業は 4,519 人、第 3 次産業は 9,325 人で就業者総数に占める割合はそれぞれ 7.8%、30.1%、62.1%です。平成 12 年に比べ第 1 次産業は 132 人(△10.2%)、第 2 次産業は 723 人(△13.8%)減少したのに対し、第 3 次産業は 177 人(1.9%)増加しており、第 3 次産業が拡大していく一方で、第 1 次産業・第 2 次産業の割合は急速に縮小しています。

本市の第 1 次産業の再生を図るにあたっては、農業就業人口の過半を占め、農林水産業や農山漁村社会で重要な役割を果たしている女性が、その貢献に見合う評価を受け、仕事・家庭・地域において自信と充実感をもって暮らし、対等なパートナーとして男性と共に経営及びこれに関連する活動に参画することができる社会の形成が求められています。

また、本市の第 2・3 次産業従事者においては、パートタイム労働や派遣労働等非正規雇用が増加しています。今後も、人口減少・少子高齢社会が進展する中で、女性や高齢者の労働市場への参入の機会が増大し、パートタイム労働や派遣労働等、多様な形態で働く人の増加が予測されます。

このような働き方の多様化がすすむ中で、本市のすべての労働者が、性別や年齢にかかわらず、職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されたうえで、その価値観やライフスタイル等に応じて、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、仕事と生活の調和を図ることができるよう就業環境の整備をすすめることが重要です。

(3) 家族形態の多様化

本市の人口は、昭和 55 年から年々減少していますが、その一方で世帯数は増大し続けてきました。平成 17 年の世帯の家族類型を見ると、本市において、2 人世帯と単独世帯の割合が 5 割以上を占め、世帯の小規模化が顕著になっています。

このような家族形態の小規模化と多様化に伴い、生活形態も多様化しており、市民一人ひとりが抱える生活課題も多様化・複雑化しています。

多様化し複雑化する生活課題に対応し、市民一人ひとりのくらしの質の向上を図るためには、従来の固定的な家族形態を基準にした各種行政施策の見直しを図ることはもちろん、地域において、多様な家族形態や生活形態が尊重されるよう、これまでの慣習やしきたりの見直しをすすめるなど、地域生活環境の整備をすすめる必要があります。

3 世界と日本の動き

わが国の男女共同参画社会の形成に向けての取組は、国連が提唱した 1975 年(昭和 50 年)の「国際婦人年」に開催された第 1 回目の世界女性会議「国際婦人年世界会議」(於:メキシコシティ)とそれに続く「国連婦人の 10 年」の間に大きく進展しました。

この世界会議では、各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」が採択されましたが、わが国では、同年、女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977 年(昭和 52 年)には「国内行動計画」を策定しました。

これ以降、わが国の男女共同参画への取組は、国連を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界の動きと連動しながら進められ、世界女性会議等において採択された国際文書を踏まえて国内における行動計画を策定し、総合的、体系的な取組を進めてきました。

1979 年(昭和 54 年)には、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択され、わが国は、法律制度面での整備を進め、1985 年(昭和 60 年)に同条約を批准しました。

また、国内本部機構の充実強化を図るために、1994 年(平成 6 年)には「婦人問題企画推進本部」を改組し、内閣総理大臣を本部長とした「男女共同参画推進本部」を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置しました。

1995 年(平成 7 年)の「第 4 回世界女性会議」(於:北京)において採択された「北京宣言及び行動綱領」や 1996 年(平成 8 年)7 月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、同年 12 月には「男女共同参画 2000 年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年(西暦 2000 年)度までの国内行動計画」を策定しました。

1998 年(平成 10 年)には、男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法について」の答申が行われ、1999 年(平成 11 年)6 月「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されました。

男女共同参画社会基本法で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

を掲げ、国、地方公共団体、国民の責務を定めています。

2000年(平成12年)6月には、「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するための国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。

同年9月に男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」を受けて、同年12月に男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年(平成13年)、内閣府に男女共同参画に関する基本的な政策及び重要事項の調査・審議を行う「男女共同参画会議」が設置されるとともに、中央省庁の再編により男女共同参画局が設置されました。

2005年(平成17年)には、第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)がニューヨークにおいて開催され、北京宣言及び行動綱領、女性2000年会議の成果文書を再認識し、これからの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める「宣言文」などが採択されました。

また、同年12月には、男女共同参画基本計画(第2次)が閣議決定され、新たな取組を必要とするものとして、科学技術、防災、観光、まちづくりなどの分野における男女共同参画の推進、女性のチャレンジ支援などが盛り込まれました。

4 鹿児島県の動き

平成2年6月、「鹿児島県総合基本計画」において「男女共同参加型社会の形成」が施策の基本方向として示され、これに沿って平成3年3月に「鹿児島女性プラン21」が策定されました。

これに伴い男女共同参加型社会の実現のための総合的かつ効果的な施策を推進するため、庁内に「鹿児島県女性行政連絡会議」が設置され、併せて関係機関、団体の相互の連携を図りながらプランを推進するため「鹿児島女性プラン21推進会議」が設置されました。

平成10年1月に策定された「鹿児島県総合基本計画第3期実施計画」においては、「男女共同参画社会の形成」が施策の基本方向の一つとして示され、平成11年3月には、21世紀を展望した新たな行動計画として「かごしまハーモニープラン」が策定されました。

平成13年12月には、男女共同参画の推進のための基本理念や県、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本事項などを定めた「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成15年4月には、男女共同参画社会の実現に向け、各地域での自主的な活動の促進や相談、情報提供等を行う総合的な活動拠点として鹿児島県男女共同参画センターが設置されました。

平成16年のDV防止法の改正を受けて平成18年3月に「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

5 いちき串木野市の動き

平成 17 年 11 月の市町村合併に伴い、男女共同参画社会の形成の促進をめざし、全庁的に取り組む必要があるという観点から、企画課に男女共同参画係を設置しました。

平成 18 年 5 月、広く市民の意見を取り入れ、男女共同参画社会の形成の促進にかかる施策を総合的に推進するため、市民の代表からなる「いちき串木野市男女共同参画推進懇話会」を設置するとともに、取り組みの指針となる計画の策定に向け、職員で構成する「いちき串木野市男女共同参画プラン策定研究会」を設置しました。

さらに、同年 8 月新市において、庁内横断的な取り組みの推進をめざし、市長を会長とし、副市長、教育長及び関係課長を委員とする「いちき串木野市男女共同参画推進会議」を設置しました。

平成 18 年 9 月、本市における男女共同参画に関する意識や考え方の現状を把握するために「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。この調査結果は、今回の計画策定の基礎資料となっています。

平成 19 年 7 月、「いちき串木野市男女共同参画推進懇話会」から提言書が提出されました。

6 いちき串木野市男女共同参画推進懇話会からの提言

[1] 男女共同参画に関する学習・教育の推進

男女共同参画社会の形成に当たっては、市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい理解を深めることが重要です。性別に基づく固定的な役割分担意識等にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重することを基盤にした男女平等意識を形成するために、学校教育と連携した取り組みを推進するとともに、生涯学習講座等、あらゆる学習機会を捉えた広報・啓発活動の推進が重要です。

[2] 市民協働の地域づくりのための環境整備

市民協働による地域づくりをすすめるためには、様々な立場や考え方をもつ地域生活者の意見を反映していくことが重要です。しかしながら、地域における慣習やしきたりによって、地域活動において、固定的な性別役割分担が行われたり、職場において、地域活動参加への理解が得られなかったりと、地域づくりにおける多様な主体の参画を阻む要因が存在しています。地域で暮らす誰もが、積極的に地域における課題を考え、解決に向けた取り組みができるような人材となるために環境整備をすすめることが重要です。

[3] 子育て支援策の充実

家族の構成員が性別にかかわらず、子育てを担うことが重要であることや地域全体で子育てを支えることの大切さを広報・啓発していくとともに、病児保育や一時保育など多様な子育てのニーズに対応できる子育てサービスの充実や、子育てに関わる相談の開催など、更なる子育て支援策の充実が重要です。

[4] 働く場における男女共同参画の推進

いちき串木野市における、様々な働く場所において、男女の研修機会の不平等や、登用における不平等など様々な男女間格差が存在しています。また、育児休業については、男性が取得しにくかったり、非正規雇用やパートタイマーで働く人たちが取得しにくいという現状があります。いちき串木野市の働く場には、男女共同参画社会の形成を阻む様々な問題があり、市内の事業所に対するあらゆる機会を捉えた広報・啓発が重要です。

[5] 農山漁村における男女共同参画の推進

主として家族経営で行われる農林水産業において、女性が仕事・家事・育児・介護と過重労働を余儀なくされている現状があります。家族経営協定を締結し、過重労働や無報酬の状況などが改善された地域もありますが、未だ地域に根強くのこる慣習・しきたりによりその労働を適正に評価されていない女性たちがいます。農林水産業に従事する人たちに対する広報・啓発が重要です。

[6] 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

あらゆる立場にある人の多様な声を反映できるように、これまでなかなか参画の機会が確保されてこなかった女性や若者、障害のある方の意見を反映していくために、市政や地域の政策・方針決定過程における登用の慣行を見直すことが重要です。

[7] ドメスティック・バイオレンスの防止・救済対策の推進

ドメスティック・バイオレンス(以下DV)の防止に当たっては、DVに関する正しい理解の浸透が重要です。DV防止に向けた広報・啓発を推進し、防止に向けたあらゆる努力をすすめるとともに、相談体制の確立や、関係機関との連携を図り、DV被害者を救済・支援するための早急な環境整備が重要です。

第2章 計画の概要

- 1 基本理念**
- 2 基本目標**
- 3 計画の性格**
- 4 計画の期間**
- 5 施策の体系**

1 基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 基本目標

- ◇男女共同参画に関する理解を深め、定着させるために、あらゆる分野における教育・学習をすすめます
- ◇市民一人ひとりの安全で安心できる生活を支えるために、男女共同参画の視点に立った地域生活に関わる環境の整備をすすめます
- ◇市民一人ひとりの豊かな暮らしを支える地域力の向上を目指し、男女共同参画の視点に立った地域づくりをすすめるための環境の整備に取り組めます

3 計画の性格

- (1)本計画は、平成11年6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえて策定しました。
- (2)本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である男女共同参画基本計画（第2次）を勘案し、いちき串木野市第一次総合計画、それに基づく部門別計画との整合性を図り策定しました。
- (3)本計画は、市民の意見を反映し、地域の特性を考慮したものとなるよう、平成18年9月に実施した「いちき串木野市男女共同参画に関する住民意識調査」の結果や、いちき串木野市男女共同参画推進懇話会からの提言を踏まえて策定しました。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。
社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行います。

5 施策の体系

基本目標	
男女共同参画に関する理解を深め、定着させるために、あらゆる分野における教育・学習をすすめます	
重点課題	施策の方向
1	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
2	男女共同参画の視点に立った社会教育・生涯学習の推進
3	市民的広がりを持った男女共同参画についての理解を深める広報・啓発活動の推進
基本目標	
市民一人ひとりの安全で安心できる生活を支えるために、男女共同参画の視点に立った地域生活に関わる環境の整備をすすめます	
重点課題	施策の方向
1	一人ひとりの生活の安心と安定を確保するための男女の人権の尊重を旨とした環境の整備
2	女性に対するあらゆる形態の暴力の根絶に向けた環境の整備
3	多様な生活形態に対応できる男女の人権の尊重を旨とした環境の整備

基本目標

市民一人ひとりの豊かなくらしを支える地域力の向上を目指し、男女共同参画の視点に立った地域力づくりをすすめるための環境の整備に取り組めます

重点課題		施策の方向	
1	多様化する地域課題の解決に向けた男女共同参画による地域づくりの推進	(1)	政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
		(2)	男女共同参画による地域づくりを推進するための環境の整備
		(3)	男女の人権の尊重を旨とした地域における制度・慣行の見直し
2	男女共同参画の視点に立った地域産業の振興	(1)	農林水産業・商工自営業における男女共同参画の促進
		(2)	農林水産業・商工自営業における女性従業者の人権に配慮した環境の整備

第3章 計画の内容

基本目標

男女共同参画に関する理解を深め、定着させるために、
あらゆる分野における教育・学習をすすめます

《基本的な考え方》

男女共同参画社会基本法制定以降、国や県において男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みが進められてきましたが、本市においては、市の現状を把握した上での、男女共同参画に関する取り組みが十分ではない状況にありました。

本計画策定にあたって、市民の男女共同参画に関する意識や考え方を把握するために行った住民意識調査で、「男女共同参画社会基本法」について「言葉も内容もよく知っている」(9.6%)「言葉は知っており、内容は少し知っている」(18.6%)と回答した人の割合は合わせて28.2%、「言葉だけは知っている」(30.1%)「言葉も内容も知らない」(26.3%)と回答した人の割合は合わせて56.4%と、男女共同参画社会基本法の内容を知らない人が、知っている人を28.2ポイント上回りました。

このような現状を踏まえて、本市において、男女共同参画社会の形成を目指す上で、まず重要な取り組みは、男女共同参画に関する理解を深め、定着させることであると位置づけ、本市のあらゆる分野における教育・学習に男女共同参画の視点を導入するとともに、男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。

また、男女共同参画に関する確かな理解の定着に向けては、教育・学習のみならず、広報・啓発活動の推進が重要であることから、これまでの手法に留まらない市民的広がりをもった各種施策の展開に努めます。

男女共同参画社会の実現に向けて、取り組むべき課題は、本市におけるあらゆる行政分野にまたがるだけでなく、様々な制度や慣行、さらには市民一人ひとりの意識や行動と深くかかわっており、この基本目標は、すべての基本目標の達成に向けて根幹を成すものとして取り組みます。

重点課題

- 1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った社会教育・生涯学習の推進
- 3 市民的広がりを持った男女共同参画についての理解を深める
広報・啓発活動の推進

■男女共同参画社会基本法の認知度について (平成18年度いちき串木野市男女共同参画に関する住民意識調査)

	総 計		女 性		男 性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
言葉も内容もよく知っている	102	9.6%	51	7.9%	50	12.0%
言葉は知っており、内容は少し知っている	198	18.6%	117	18.2%	80	19.2%
言葉だけは知っている	320	30.1%	182	28.3%	138	33.2%
言葉も内容も知らない	279	26.3%	177	27.6%	101	24.3%
無回答	163	15.3%	115	17.9%	47	11.3%
合 計	1,062	100.0%	642	100.0%	416	100.0%

重点課題

- 1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った社会教育・生涯学習の推進

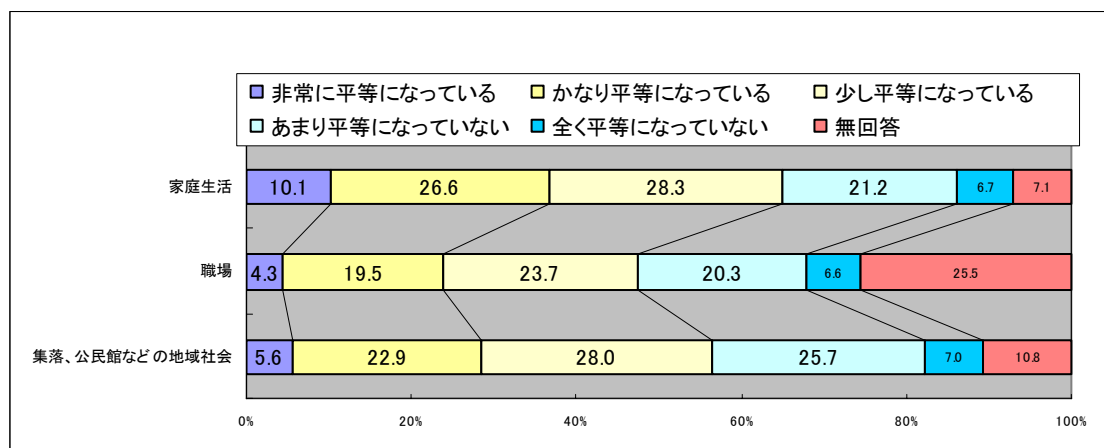
《現状と課題》

本市が実施した住民意識調査で、「家庭生活」「職場」「集落、公民館などの地域社会」における男女の地位の平等観についてたずねたところ、すべての項目で「全く平等になっていない」「あまり平等になっていない」と回答した人の割合が30%前後という結果になりました。

男女共同参画社会を形成していくためには、男女の地位の不平等感を是正していくことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりの意識や行動に、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの基盤である男女の人権の尊重についての考え方を深く根付かせることが重要な課題です。

このような現状を踏まえて、市におけるあらゆる教育・学習の機会を通じて、市民に対する男女共同参画社会への理解の定着を図るために、次のことに取り組みます。



重点課題1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

【施策の方向1】 男女の人権の尊重を旨とした学校における男女平等教育の展開

学校教育においては、日本国憲法や教育基本法の理念にのっとり、発達段階に応じた個人の尊重、男女平等に関する教育の充実に努めるとともに、男女共同参画の視点を導入した学校の運営に向けて、教職員や学校関係者に対する理解の定着を図ります。

具体的施策とその内容

☆幼児教育・学校教育における男女平等教育の推進

性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するための幼児教育・学校教育を推進します。

☆教育関係者への男女共同参画に関する理解の浸透

幼児教育・学校教育の関係者に対して男女共同参画の理解の浸透を図るために、研修会を開催したり、市が開催する男女共同参画関連講座についての情報を提供します。

☆男女共同参画の視点に立った学校運営の推進

性別にかかわらず子どもたちの多様なあり方を尊重できるよう、学校運営における各種制度や慣行を男女共同参画の視点で見直します。

重点課題2 男女共同参画の視点に立った社会教育・生涯学習の推進

【施策の方向1】 男女の人権の尊重を旨とした社会教育・生涯学習の展開

広く市民を対象とした社会教育や生涯学習における様々な学級・講座等において、固定的な性別役割分担にとらわれない意識を醸成する学習機会の提供を図るとともに、学習の内容についての研究開発を行います。また、各学級や講座等の指導者に対して、男女共同参画への理解の定着を図るための研修を実施します。

具体的施策とその内容

☆男女共同参画の視点に立った社会教育・生涯教育事業の運営

性別や年齢にかかわらず、生涯にわたり多様な学習機会が確保されるよう、男女共同参画の視点に立った事業の運営に努めます。

☆社会教育・生涯学習を担う人への男女共同参画に関する理解の浸透

社会教育・生涯学習を担う人への男女共同参画の理解の浸透を図るために、研修会を開催したり、市が開催する男女共同参画関連講座についての情報を提供します。

重点課題3 市民的広がりを持った男女共同参画についての理解を深める 広報・啓発活動の推進

《現状と課題》

本市が実施した住民意識調査で、男女共同参画に関する用語の認知度をたずねたところ、「セクシュアル・ハラスメント」(51.4%)「ドメスティック・バイオレンス」(36.8%)「育児・介護休業法」(25.0%)「男女雇用機会均等法」(24.8%)の順で「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合が高く、男女共同参画社会基本法制定以降、男女共同参画社会を形成する上で取り組みの重要性が指摘され法制度の整備が進められた個別の分野に関する用語については、十分とは言えないまでも浸透しつつあることが分かりました。

しかしながら、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの基盤である男女の人権の尊重についての考え方を支える「社会的性別(ジェンダー)」については、「言葉も内容も知らない」と回答した人の割合が58.5%と半数を超えており、男女共同参画社会に関する確かな理解の浸透が図られていない状況にあります。

そのため、家庭生活、職場、地域社会における様々な慣習・慣行の見直しを進め、市民一人ひとりの意識と行動の現状に根ざした広報・啓発活動に取り組みます。

■ジェンダーの認知度について

(平成18年度いちき串木野市男女共同参画に関する住民意識調査)

	総 計		女 性		男 性	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
言葉も内容もよく知っている	71	6.7%	31	4.8%	39	9.4%
言葉は知っており、内容は少し知っている	83	7.8%	45	7.0%	38	9.1%
言葉だけは知っている	128	12.1%	78	12.1%	50	12.0%
言葉も内容も知らない	621	58.5%	374	58.3%	246	59.1%
無回答	159	15.0%	114	17.8%	43	10.3%
合 計	1,062	100.0%	642	100.0%	416	100.0%

【セクシュアル・ハラスメント】

性的嫌がらせのことです。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なうわさの流布など、あらゆる場におけるさまざまな様態のものが含まれます。

特に、職場などにおいては、仕事をする上で不利益を与えられたり、それを繰り返されたりすることによって著しく就業環境を悪化させます。

【ドメスティック・バイオレンス(DV)】

主に、夫婦や恋人など親密な関係にある男性から女性への暴力のことをいいます。

暴力には、身体的暴力だけでなく、言葉などで女性を精神的に追い詰められる精神的暴力や行動の束縛など多岐にわたります。平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、被害者救済への取組みがすすめられています。

【社会的性別(ジェンダー)】

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／gender)とといいます。

【施策の方向1】 市における様々な機会を活用した広報・啓発活動の推進

市が開催する各種イベントや講座・研修機会を利用した広報・啓発活動の推進など、市における様々な機会や媒体を活用した広報・啓発活動に取り組みます。また、市民との協働等これまでの取り組みの手法に留まらない広報・啓発活動を展開します。その際、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、男女の人権の尊重を旨として行われるものであるということへの理解が深まる内容となるよう努めます。

具体的施策とその内容

☆市における様々な機会や媒体を活用した広報・啓発の推進

男女共同参画についての理解の浸透を図るための学習機会の増大を図るとともに、市のホームページや広報紙などの媒体を利用して、男女共同参画に関する広報を積極的に展開します。

☆市民との協働による広報・啓発の促進

男女共同参画についての理解の浸透を図るために、市における多様な団体を通じての広報・啓発を目指すとともに、各種団体との情報及び意見の交換を行うことで、男女共同参画社会の形成の促進にかかる課題の把握などに努めます。

【施策の方向2】 男女の人権の尊重を旨とした市における様々な表現の見直し

市においては、男女共同参画への理解を深める広報・啓発活動以外にも、様々な分野で、広報活動が行われており、広報紙や市のホームページ等、公的な広報刊行物等における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう配慮します。

具体的施策とその内容

☆市の広報・刊行物等における男女の人権の尊重を旨とした表現の推進

市の広報・刊行物等における表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう、男女の人権の尊重を旨とした表現に努めます。

また、市内の各種団体・事業所に対しても自主的な取り組みを奨励します。

基本目標

市民一人ひとりの安全で安心できる生活を支えるために、
男女共同参画の視点に立った地域生活に関わる環境の
整備をすすめます

＜基本的な考え方＞

誰もが、性別にかかわらず、個人として尊重される男女共同参画社会の形成は、市民一人ひとりの生活の安全と安心に根ざしています。

これまで、本市においても、市民の安全を確保し、安心できる暮らしを支えるための様々な施策を推進してきましたが、地域課題が多様化する中、より一層、市民一人ひとりの多様なライフ・スタイルを尊重し、そのすべてのライフ・ステージを見据えた取り組みが求められるようになりました。

そのため、市民生活に係るあらゆる施策に男女共同参画の視点を通すことにより、多様な生活の実感をより確かに捉える地域生活の視点に立った生活環境の整備をすすめることが重要です。

重点課題

- 1 一人ひとりの生活の安心と安定を確保するための男女の人権の尊重を旨とした環境の整備
- 2 女性に対するあらゆる形態の暴力の根絶に向けた環境の整備
- 3 多様な生活形態に対応できる男女の人権の尊重を旨とした環境の整備

重点課題1 一人ひとりの生活の安心と安定を確保するための男女の人権の尊重を旨とした環境の整備

＜現状と課題＞

本市においては、これまで、市民の生活の安心と安定を確保するための様々な施策を推進してきましたが、本市が実施した住民意識調査により、男女共同参画の視点から踏まえらるべき様々な課題があることがわかりました。

そのため、市民の生活の安心と安定の確保をめざすあらゆる施策の立案・実施にあたって、市民一人ひとりの多様なライフ・スタイルを尊重し、そのすべてのライフ・ステージを見据える視点をより一層磨き、男女の人権の尊重を旨とした環境の整備に取り組むことが重要です。

【施策の方向1】 男女の人権の尊重を旨とした生涯にわたる健康・保健施策の推進

性別に起因する健康上の問題を的確に把握した上で、健康・保健施策が男女の人権の尊重を旨として行われるよう努めます。

具体的施策とその内容
<p>☆男女の人権の尊重を旨とした性に関する学習機会の充実</p> <p>市民一人ひとりが性別にかかわらず、性と生殖に関して良好な状態を維持するために、性に関する確かな知識を獲得する機会の提供に努めます。</p>
<p>☆多様なライフサイクルに対応した心身の健康づくりに関する支援</p> <p>心身の健康について正確な知識・情報を入手し、市民一人ひとりが主体的に行動し、健康な日々を送ることができるよう、男女共同参画の視点に立った健康・保健施策を展開します。</p>
<p>☆生涯を通じた女性の健康支援の展開</p> <p>思春期、妊娠期、出産期、更年期、高齢期等人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう女性に対する健康保持増進対策の推進を図ります。</p>

【施策の方向2】 あらゆる形態で働く人の生活の安定を確保するための就業環境の整備

就労の場において依然として根強く存在する賃金格差の問題等の男女間格差、雇用の形態による処遇の格差等を是正し、あらゆる形態で働く人の生活の質の向上をめざす就業環境の整備を促進します。

具体的施策とその内容
<p>☆雇用の場における男女間格差の解消に向けた取組みの推進</p> <p>関係機関と連携して市内の事業所に対する男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、男女共同参画に関する講座を提供するなど、雇用の場における男女間格差の解消に向けた取組みを推進します。</p>
<p>☆農林水産業従事者の男女間格差の解消に向けた取組みの推進</p> <p>女性の労働が適正に評価されるよう、男女共同参画の視点に立った家族経営協定の締結を働きかけます。</p>
<p>☆パートタイム労働・派遣労働等非正規雇用者の労働条件の改善に向けた取組みの推進</p> <p>関係機関と連携して、パートタイム等非正規で働く人の適正な労働条件の確保に努めます。</p>
<p>☆家族従業者等雇用以外の形態で働く人の労働条件の改善に向けた取組みの推進</p> <p>女性の労働については、在宅で働く人や家内労働、商工自営業等の家族従業者など多様化しており、その実態の把握が必要です。市における様々な調査や相談などを活用して実態を把握するとともに、関係機関と連携して、適正な労働条件の確保に努めます。</p>

【パートタイム労働法】「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」平成15年12月施行。短時間労働者について、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施、その他の雇用管理の改善に関する措置などを講ずることにより、短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的としている。

【施策の方向3】 高齢期の安定した生活を確保するための環境の整備

高齢期に抱える問題は、生活的自立、経済的自立等、性別によっても、それまでの就労の有無や形態、家族形態によっても様々です。これまでの高齢者を対象とした各種施策に男女共同参画の視点を導入し、高齢期の安定した生活を確保するための環境の整備をすすめます。

具体的施策とその内容

☆高齢期の自立に向けた男女の人権の尊重を旨とした教育・学習の推進

生活的自立や経済的自立に関する様々な学習や情報をあらゆる世代に向けて提供します。

☆高齢者等災害時要支援世帯の把握と男女共同参画の視点に立った迅速な対応の推進

災害時避難の困難と思われる高齢者世帯や幼児のいる家族などを把握し、災害時のスムーズな避難を目指すとともに、市における災害時の対応が男女の人権の尊重を旨として行われるよう職員の意識の向上に努めます。

【施策の方向4】 多様な立場の人を尊重する生活の安定と自立を支える環境の整備

ひとり親家庭等、多様な立場にある人が尊重され、自立した生活を送ることができるよう環境の整備をすすめます。

具体的施策とその内容

☆ひとり親家庭の生活の安定と自立のための支援

ひとり親家庭等の生活的・経済的自立に向けた支援に関する情報を提供するとともに、関係機関と連携した支援の充実に努めます。

☆多様な人の社会参画を促進する環境の整備

性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、自らの意思で社会に参画し、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、公共空間のユニバーサルデザインを推進するとともに、市が開催する行事・懇話会・説明会・講座・研修会等、誰もが参加しやすい会の運営に努めます。

【ユニバーサルデザイン】

普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

重点課題2 女性に対するあらゆる形態の暴力の根絶に向けた環境の整備

《現状と課題》

男女共同参画社会の形成の促進を阻害するものとして、女性に対する暴力の存在があります。女性の人権を侵害する女性に対するあらゆる形態の暴力は、市民一人ひとりの安全で安心した生活を著しく脅かす行為であり、男女共同参画社会の形成に向けて、根絶すべき重要な課題です。本市が実施した住民意識調査で、暴力の種類を9項目に分けて、親しい男女間でその行為が行われた場合、それが暴力にあたるかをたずねたところ、9つすべての項目において、「暴力にあたるとは思わない」という回答がありました。暴力はその程度や、種類にかかわらず、決して許される行為ではないという認識を徹底することが必要です。

また、特に、女性に対する暴力を社会的性別(ジェンダー)に基づく意識から無自覚・無意識のうちに容認しようとする傾向がみられることは看過できません。

そのため、女性に対するあらゆる形態の暴力の根絶に向けて、男女平等と個人の尊重を踏まえた男女の対等でゆたかな関係づくりをすすめます。

また、暴力の被害にあった方の保護と救済が、被害者の立場にたって関係機関との連携のもと迅速に行われるための環境の整備に取り組みます。

【施策の方向1】 女性に対するあらゆる形態の暴力の防止・救済に向けた環境の整備

セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等、女性に対するあらゆる形態の暴力を防止するために、関係法令の周知や広報・啓発活動を推進し、保護・救済にあたる関係機関に対して男女共同参画への理解の定着と周知の徹底を図ります。

具体的施策とその内容

☆女性の人権についての理解を深めるためのあらゆる機会を捉えた広報・啓発の推進

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり決して許されないものであるという認識を広めるために、市の広報紙等を通じて、広報啓発活動に努めます。

☆関係機関への女性に対する暴力への認識の徹底と被害者救済のための連携の強化

被害女性が、救済を求める機関は、病院や警察や人権擁護機関などが想定されます。そのどの機関においても、男女共同参画の視点から被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう研修機会の提供や情報の提供に努めます。

☆地域・職場・教育の場などにおけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた支援

セクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けて関係機関と連携し、地域・職場・教育の場などにおける広報・啓発を充実させるとともに、相談窓口に関する情報の提供などを行います。

【施策の方向2】 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に向けた環境の整備

住民意識調査の結果から、本市において DV は潜在化傾向にあることがわかりました。そのことに十分配慮した広報・啓発活動を推進するとともに、DV の顕在化をめざした女性相談の開設に向けた取り組みをすすめます。また、保護・救済にあたる関係機関に対して男女共同参画への理解の浸透を図るとともに、各機関の連携した取り組みをすすめるための環境整備に努めます。

具体的施策とその内容

☆DVの潜在化を意識した広報・啓発の推進

本市においてDVを受けた際の対処方法として「どこ(だれ)にも相談しなかった」が半数を超えており、DVが潜在化しやすい傾向にあることがわかりました。今後の広報活動に際しては、潜在化しやすいDVを顕在化させるための広報のあり方について検討し、広報活動を積極的に展開します。

☆DV被害者の救済と自立に関する適切で迅速な対応の推進

被害者の保護と自立に向けて、DV防止法に基づく関係機関との連携を図り、被害者の一時保護場所の確保や公営住宅の優先入居による住宅の確保に努めるとともに、自立に係る情報の提供に努めます。

☆相談体制の確立

相談や支援に携わる人、関係各課の職員など、被害者に対応する職務関係者については、配偶者からの暴力で心身ともに傷ついていることに配慮し、被害者に2次被害が生じることのないよう、十分な研修機会の提供に努め、相談体制を整備します。

重点課題3 多様な生活形態に対応できる男女の人権の尊重を旨とした環境の整備

〈現状と課題〉

男女共同参画社会基本法では、基本理念に「家庭生活における活動とその他の活動の両立」を掲げており、一人ひとりの生活の安全と安定を支えるためには、性別にかかわらず、誰もが、それぞれが望む「仕事と生活の調和」が図れるよう男女共同参画の視点に立った環境の整備が求められています。

しかし、本市が行った住民意識調査において、『「男性は仕事、女性は家事・育児」と役割を分担する方がよい』という固定的な性別役割分担意識についてたずねたところ、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した人の割合(37.4%)が、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」と回答した人の割合(26.1%)を上回っています。

一方、就業に関する設問では、30代女性の45.5%が収入になる仕事をしていない理由を「育児の負担が大きいから」と回答し、地域活動に関する設問で、30代男性の69.2%が地域活動に参加していない理由を「仕事や学業で時間がない」と回答しており、本市において、固定的な性別役割分担意識を背景に、男女が仕事と育児・介護等の家庭生活と、その他の活動の調和を図ることが困難な状況にあることがわかりました。

そのため、本市においては、依然として根強い固定的な性別役割分担意識が、本来、多様であるべき市民一人ひとりの生き方の選択を阻んでいる現状を踏まえて、男女が仕事と育児・介護等家庭生活とその他の活動との調和が図れるよう、一人ひとりの多様な生活形態に対応した、多様な生活課題の解決に向けた取り組みをすすめることが重要です。

【施策の方向1】 多様なニーズに対応できる子育て支援環境の整備

子育てに係る不安を軽減し、負担感を緩和し、安心して子育てができるよう様々な環境の整備をすすめます。その際、子育てに係る不安や負担感は、市民一人ひとりの生活形態や価値観によって多様であるということに留意し、男女共同参画の視点に立った施策に取り組みます。

具体的施策とその内容
<p>☆保育サービスの整備</p> <p>多様な保育サービス需要に対応し、子育ての負担感を軽減するため、延長保育、休日保育、病児保育、夜間保育など子育て家庭が必要な時に利用できるサービスの充実に努めます。</p>
<p>☆放課後児童対策の充実</p> <p>学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブの推進など、放課後児童対策の充実を目指します。</p>
<p>☆子育てに係る制度の充実</p> <p>子育て中の保護者の経済的負担の軽減のために、子育てに関する経済的支援の充実に努めるとともに、育児をしながら働く人を支える制度の充実に向けて事業所に対する支援を行います。</p>
<p>☆子育ての不安を解消するための相談体制の整備</p> <p>子育て中の孤立化に伴う不安解消のために、子育て支援に関わる様々な拠点の整備をすすめるとともに、男女共同参画の視点に立った相談体制を整備します。</p>
<p>☆子育てに関する多様なニーズを把握するための取組みの推進</p> <p>子育て中の保護者のニーズを的確に把握するため、保育所や幼稚園、子育て支援グループ等との情報交換を定期的に行うとともに、子育て中の保護者と語る会などを開催します。</p>
<p>☆地域で子どもを育むための支援体制の整備</p> <p>安心して子育てができるよう地域社会全体で子どもを見守るとともに、子育てなどに係る地域活動を促進します。また、その活動にあたっては、男女共同参画の視点に立った活動となるよう、支援者に対する研修機会の提供に努めます。</p>

【施策の方向2】 多様なニーズに対応できる介護支援環境の整備

介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、地域社会全体で高齢者介護に取り組むための支援環境の整備に取り組みます。その際、介護者も要介護者もともに、個人としての尊厳が尊重されるよう、男女の人権の尊重を旨とした施策の展開に努めます。

具体的施策とその内容
<p>☆男女共同参画の視点に立った介護を担う人材の育成と確保</p> <p>介護する側もされる側もその人権が尊重されることを目指し、男女共同参画の視点に立った人材の育成と確保に向けて、介護職に携わる人への情報提供や、市が開催する介護に係る研修において、男女共同参画の視点に立った研修の提供に努めます。</p>
<p>☆地域コミュニティにおける介護支援の充実</p> <p>住み慣れた地域での介護を希望する人に、在宅や地域内での生活が可能となるよう関係機関と連携した、男女共同参画の視点に立った介護支援策の充実に努めます。</p>

【施策の方向3】 多様なニーズを踏まえた就業環境の整備

働き方の多様化が進む中で、労働者が、その価値観、生活形態等に応じて、多様でかつ柔軟な働き方や職種を選択でき、それぞれの職務や能力に応じて適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上での重要な課題であり、関係機関と連携した施策の展開に努めます。

具体的施策とその内容

☆再就職や起業、新しい就業形態を希望する女性への支援の充実

育児・介護等を理由に離職した人の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多いこと、職種によって、職業能力の維持が難しいこと、本人の希望する職種や就業条件と企業のニーズとの適合が困難なことなどから、総合的な支援が必要です。再就職や起業を目指す女性に対して、関係機関と連携して起業に関する知識や手法に関する情報の提供や、研修開催の情報などを提供します。また、SOHO、テレワーク(在宅勤務等)など新しい就業形態についても情報を収集し提供に努めます。

☆新規就農・漁業希望者等への支援の充実

就農を希望する人や、漁業に携わりたい人を支援するために、農業や漁業の制度や、技術・経営などに対する情報を提供します。

【SOHO (small office home office)】

企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営業型の就労形態をいう。特に、近年、育児期等にある人が職業生活を完全に中断することなく、家族的責任と両立を図りながら職業生活を継続することができる就業形態として、SOHOなど新しい就業形態の普及促進が期待されている。

基本目標

市民一人ひとりの豊かなくらしを支える地域力の向上
を目指し、男女共同参画の視点に立った地域づくりを
すすめるための環境の整備に取り組みます

＜基本的な考え方＞

本来、個人として尊重されるべき市民一人ひとりには多様なくらしの姿があります。

地域づくりは、市民一人ひとりが個人として尊重される地域生活環境の創造をめざしており、そのためには、多様なくらしの姿にある多様な課題の解決に向けた取り組みが求められます。

一方、これまで地域づくりの中核として、地域課題に係る公共サービスの供給システムにおいて重要な役割を担ってきた行政は、少子高齢化の進展等社会・経済環境の変化に伴いより一層多様化・高度化する地域課題への対応を迫られる中、いわゆる「公助の限界」という状況をきたし、新たな地域づくりの展開を要請されています。

そのため、本市においても、性別や世代等を超えた多様な個人、市民活動団体や地域コミュニティ等多様な主体との協働による地域づくりを進め、地域課題の解決に地域の総合力で取り組む地域力の向上をめざす必要があります。

また、多様なくらしの姿にある多様な課題の解決に向けては、多様な人のありかたを認める人権の視点が不可欠です。

しかしながら、本市の地域生活に係る様々な場面に依然として根強く存在する、性別による機会の不平等や、固定的な性別役割分担意識は、地域づくりへの男女共同参画を阻み、多様化する地域生活に係る課題解決に向けた地域力を削ぐ要因ともなっています。

このような現状を踏まえ、本市における新たな地域づくりの展開をめざし、男女共同参画の視点に立った地域づくりをすすめるための環境の整備に取り組みます。

重点課題

- 1 多様化する地域課題の解決に向けた男女共同参画による
地域づくりの推進
- 2 男女共同参画の視点に立った地域産業の振興

重点課題1 多様化する地域課題の解決に向けた男女共同参画による 地域づくりの推進

《現状と課題》

本市においては、新たな地域づくりの展開に重要な地域力の向上をめざし、市民の主体的な参画による多様な地域づくり活動を促進しています。

しかし、本市が実施した住民意識調査で、地域活動等への参加状況をたずねたところ、27.5%の人が「公民館、地域女性団体、高齢者クラブ、青年団などの地域団体活動」に参加していると回答していますが、「特に何もしていない」と回答した人の割合が56.0%と全体の半数を超えています。そのため、より一層、多様な市民による多様な地域づくり活動を促進します。

また、多様化する地域課題の解決に向けて、多様な地域生活の実感に根ざした地域づくりをすすめるための環境の整備は、本市における新たな地域づくりの展開をめざすうえでの重要な課題です。そのためには、男女共同参画の視点が不可欠であり、本市の現状を踏まえると、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進するための具体的な施策の展開に取り組む必要があります。

さらに、市民一人ひとりの豊かな暮らしを支える地域力の向上をめざすためには、それぞれの地域において、地域生活者間で協力し地域生活に係る課題解決に取り組む地域コミュニティの創造が求められています。

しかしながら、本市における地域コミュニティの現状には、世帯主義や固定的な性別役割分担意識が反映されるさまざまな課題があり、多様な人と人とのつながりの力による地域力の向上を阻む要因になっています。

そのため、男女の人権の尊重を旨とした地域における制度・慣行の見直しに取り組みます。

【施策の方向1】 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

多様化する地域課題の解決に向けては、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の市民の声を反映していくことが必要です。これまで、参画の機会が確保されなかった女性へのエンパワーメント支援を行うとともに、市における各種団体への多様な人材の登用を働きかける等、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進するための施策の展開に努めます。

その1つとして、本市では審議会等への女性の登用率の目標を平成24年度までに35%と定め、それを達成するための取り組みをすすめ、女性の参画の促進に努めます。

具体的施策とその内容

☆女性のエンパワーメントに対する情報提供と学習機会の充実

政策提言の力量を獲得するための、男女共同参画に関する学習機会を提供するなど、これまで政策・方針決定過程への機会が少なかった女性へのエンパワーメントを支援します。

【女性のエンパワーメント】

エンパワーメントは、直訳すると「力をつけること」。単に力をつけるだけでなく「よりよい社会へと変えていく力、責任を持った主体として社会を築いていく力を身につけること」をいう。

女性のエンパワーメントとは、女性一人ひとりが性別差別的な当事者として自らの立場で起こる問題に気づき、問題の背景にある社会構造を理解し、問題解決のために行動できる力を身につけること。自分のことは自分で決めるという個人的な力から、政治的・社会的・法的・経済的な力の獲得を含む概念。

【施策の方向2】 男女共同参画による地域づくりを推進するための環境の整備

市民一人ひとりの豊かなくらしを支える地域力の向上をめざすためには、男女共同参画による地域づくりを推進することが求められています。行政への市民参画を促進し、地域における行事や会議などに多様な立場にある人の参画を確保するための取り組みなど、環境の整備に努めます。

具体的施策とその内容
<p>☆市職員の男女共同参画に対する理解の浸透</p> <p>多様化する地域課題の解決に向けて、男女共同参画による地域づくりを推進するためには、まずは、市職員が男女共同参画についての正しい理解を持ち、男女共同参画の視点に立って市民の多様性に対して中立・公平な市政運営を行うことが重要です。そのため、市職員の男女共同参画についての理解の推進のために、職員研修や情報提供に努めます。</p>
<p>☆行政への市民参画の促進に向けた取組の促進</p> <p>情報公開制度やパブリックコメント制度の周知を図り、市民との情報の共有を図るとともに、男女を問わず男女共同参画の視点を持った人材の把握に努めます。</p>
<p>☆多様な立場にある人の参画を可能にする審議会等における環境の整備</p> <p>市の審議会等での公募枠の拡大や委員選定の方法を検討し、多様な立場にある人の参画を確保するとともに、多様な立場の人の参画を可能にするための基盤整備に努め(一時保育等)、多様な意見が反映された行政の推進に努めます。</p>
<p>☆多様な立場にある人の参画を可能にする各種行事等の企画・運営の促進</p> <p>地域における各種行事等において、多様な人の参画が確保されるよう、開催時間や参集範囲の検討など、各種行事の実施主体に働きかけるとともに、行事等における一時保育が必要な場合など、子育てボランティアの紹介など、多様な人の参画が確保される地域内行事の開催を支援します。</p>

【施策の方向3】 男女の人権の尊重を旨とした地域における制度・慣行の見直し

本市の住民意識調査で男女の地位の平等感をたずねたところ、「集落、公民館などの地域社会」で「全く平等になっていない」「あまり平等になっていない」と回答した人の割合が一番高いという結果になりました。女性も男性も固定的な役割分担にとらわれず、様々な活動に参画できる条件を整備するために、まずは男女の人権の尊重を旨とした地域における制度・慣行の見直しが急務であることから、地域での男女共同参画に関する理解を定着させる等施策の展開に努めます。

具体的施策とその内容
<p>☆地域における性別役割分担を助長する慣行の見直し</p> <p>地域における固定的な性別役割分担の見直しのための情報提供や、講座の開催など、地域における性別役割分担を助長する慣行を是正するための支援に努めます。</p>
<p>☆性別・年齢にかかわらず対等な人間関係を築くための意識の醸成</p> <p>男女共同参画による地域づくりの推進のためには、地域において性別や年齢や出身地にかかわらず対等な人間関係を築くことが大切であり、そのための意識の醸成を目指し講座の開催等の支援に努めます。</p>

重点課題2 男女共同参画の視点に立った地域産業の振興

《現状と課題》

本市の発展を支える農林水産業・商工自営業の振興にあたっては、男女共同参画の視点が不可欠です。

生産と生活の場を一にする家族経営を主体とする産業構造には、固定的な性別役割分担を基盤とする制度や慣行が存在しています。そのため、重要な役割を担う女性が、その果たしている役割に見合う評価と待遇を受けていない、男性に比して、家事や育児、介護等の負担がより重いなど、男女共同参画の視点に立って改善されるべき現状があります。

このような現状は、社会・経済環境の大きな変化を背景に、本市における農林水産業・商工自営業の衰退を招いてきました。

地域の発展に欠かすことのできない、農林水産業・商工自営業の振興にあたっては、経済・産業の発展という視点に留まることなく、家族経営を主体とするその性質上、地域に未だ根強く残る、男女の上下関係や優劣関係、固定的な性別役割分担意識と、それに基づく慣習・慣行が、地域産業に従事する人たちの生きにくさにつながってきた事を認識した上で、あらゆる場における意識と行動の変革を行うことが重要です。

本市においては、これまで、経済・産業最優先で地域経済の振興に邁進し、「人権」と「環境」への配慮を欠いてきた結果、地域生活者のくらしの質の低下や、環境破壊を招いてきたという視点に立脚し、市民一人ひとりの豊かなくらしを支えるための地域力の向上をめざし、地域産業の振興に関して男女共同参画の視点に立った取り組みをすすめます。

【施策の方向1】 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の促進

本市の農林水産業・商工自営業において、女性の果たしている役割の重要性に照らして、地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定過程の場に、女性の参画を高めていくために、関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進や、女性のエンパワーメント支援をすすめます。

具体的施策とその内容

☆農林水産業・商工自営業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産業・商工自営業の振興のために、これまで重要な担い手でありながら政策方針決定過程や経営への参画の機会が確保されなかった女性の参画の拡大を目指し、エンパワーメント支援や、農林水産業・商工自営業に従事する人たちへの男女共同参画への理解の浸透を図ります。

【施策の方向2】 農林水産業・商工自営業における女性従業者の人権に配慮した環境の整備

農林水産業・商工自営業に従事する女性が、本市で就業・定住する良さを実感しつつ、「個」としての主体性を確保し、多様な生き方ができるように、男女が共に働きやすい基本的な条件の整備を進めるとともに、女性が、労働、家事・育児・介護等の負担をより多く担っている実態をかんがみ、そのライフ・ステージによって、様々な健康上の問題を抱える可能性が高いことに配慮して、就労環境、生活環境の整備をすすめます。

具体的施策とその内容

☆女性の労働が適正に評価され、誰もが安全で快適に働くための環境の整備

農林水産業・商工自営業に従事する女性の労働が適正に評価されるよう、男女共同参画に関する理解の浸透を図るとともに、労働軽減技術に関する情報提供など、男女がともに安全で快適に働くことのできる環境づくりに取り組みます。

☆農林水産業・商工自営業における女性従業者の生涯にわたる健康保持増進施策の充実

農林水産業・商工自営業における女性従事者においては、家族従業者が多く、産前産後休暇や育児休業の取得が困難であることや過重労働を背景に健康上の問題を抱えている人が多い状況にあります。農林水産業・商工自営業における女性従事者への適切な健康の保持に関わる支援を行います。

第4章 計画の推進

計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県・近隣自治体・関係機関との連携体制を強化し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ります。

(2) 庁内推進体制の充実

① いちき串木野市男女共同参画推進会議の機能発揮

計画の総合調整と、庁内横断的な連携機能の拡充による計画の効果的な推進を図ります。

② 男女共同参画系の機能発揮

男女共同参画系は、市政全般が男女共同参画の視点で行われるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。計画の進行管理を行うとともに、「男女共同参画推進会議」「男女共同参画推進懇話会」「男女共同参画研究会」の機能発揮のために事務局機能を果たします。今後は、系の企画調整機能をより一層発揮し、男女共同参画社会の形成の促進に関する全庁的な取組の推進を図ります。

(3) 市民との連携

① 男女共同参画推進懇話会の機能発揮

計画に基づく施策の実施状況、成果、目標の達成状況等に基づき、進捗状況の評価を行うとともに、必要に応じて男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査・検討し、提言を行うなど、その役割は重要です。男女共同参画推進懇話会の機能が十分発揮できるよう努めます。

② 市民との協働による計画の推進

政策・方針決定過程への男女共同参画や、生活と仕事等の両立を実現していくためには、市民及び地域団体、市民団体、事業者による自発的な取組が不可欠です。市における様々な団体や事業所と協働した啓発活動や講座の実施等を通して、男女共同参画社会への理解の浸透を図るとともに、定期的に情報・意見交換を行い、市民の実情に即した施策の推進に努めます。

2 施策の効果的な推進

(1) 計画の進行管理

本計画の施策・事業の進捗状況を把握するために、毎年度「いちき串木野市男女共同参画基本計画進捗状況調査」を実施し、計画の進行管理を行います。

(2) 調査研究

市の特性に応じた効果的な施策の展開をめざし、市の実態を把握するために、定期的に市民意識調査を実施します。